

健康 保健行事

問 保健センター
☎823-4418 FAX.823-0020

保健センターでは、妊産婦や乳幼児対象の母子保健・成人の健康づくり・精神保健福祉に関する事業を行っています。子育て関係の事業の案内は10、11ページを確認してください。

●場所 保健センター

●さくらの会(精神障害者家族の会)

日時	8月8日(月)13時30分～15時
内容	家族の抱える悩み、思いについて話し合う会です。 参加を希望する人は、保健センターまで連絡してください。
対 象	本人または家族など
申し込み	保健センターへ(電話可)

●ひまわり栄養相談(個別栄養相談)

日時	月～金曜日(祝日を除く)9時～16時
内容	栄養士が食生活についてのアドバイスをしています。(電話可)

●こころの相談室(精神保健福祉相談)

日時	8月17日(水)9時30分～11時30分
内容	精神科医師が心の不安、思春期の悩みなどの相談に応じます。 対 象:本人または家族など 申し込み:8月12日(金)までに保健センターへ(電話可) 相 談:公認心理師 宮地 真紀さん

福祉 認知症カフェ

問 長寿保険課(役場1階)
☎823-9609 FAX.823-9627

認知症の人やその家族がゆったりと過ごしたり、必要な情報を集めたりすることを目的とした認知症カフェが町内2カ所で行われます。事前の予約などが必要な場合があります。必ず主催者に確認してください。

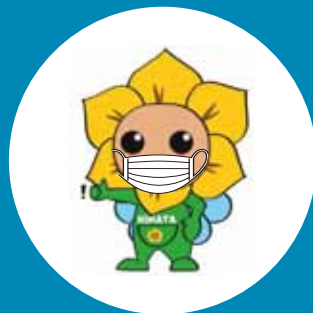
①海田町オレンジライン

- 日時 8月20日(土) 13時30分～15時30分
- 場所 福祉センター
- 問い合わせ 原本 明美さん(☎090-8242-0639)

②認知症カフェ花みずき

- 日時 8月31日(水) 13時30分～14時30分
- 場所 特別養護老人ホーム花みずき(大立町6-4)
- 問い合わせ ☎821-0201

新型コロナウイルス
感染拡大防止のため、
各イベント・講座に
参加する場合、マスクを着用
してください。



家計にやさしいジェネリック医薬品を使ってみませんか？

¥ お薬代を節約できます。

ジェネリック医薬品は特許切れの先発医薬品(新薬)をもとに、開発期間やコストを削減して作られるため、お薬によっては自己負担額が3～5割も安くなることがあります。

ジェネリック医薬品については、医師・薬剤師にお気軽にご相談ください。

詳しくはホームページをご覧ください。 広島県ジェネリック 検索

効き目、安全性は新薬と同等です。

ジェネリック医薬品は新薬と同じ有効成分を同じ量使用しています。また、たくさんの厳しい試験をクリアし法律や国の基準に沿って製造・管理されています。



広島県薬剤師会
マスコットキャラクター
ヤルザイくん



お知らせ 今月の住民課窓口休日開庁日

問 住民課(役場1階)
☎823-9205 FAX.823-9627

- 今月の休日開庁日 8月13日(土)
- 開庁時間 8時30分～17時15分
- 業務内容 住民票、戸籍関係証明書の発行、印鑑登録および証明書の発行、旅券(パスポート)の交付の申請および交付(受領証持参)、住民票の異動(転入・転出など)の受け付け、マイナンバーカードの申請受け付け・交付
※転入・転出、転居に伴うその他の手続き(健康保険など)はできません。
※旅券の申請は、一部受け付けができない場合があります。(住民票が海田町にない人の申請など)
※印鑑登録は、写真付身分証明書(運転免許証など)を持参できない場合、即日登録はできません。

マイナンバーカード交付臨時窓口の開設について

マイナンバーカード(個人番号カード)の交付に係る臨時窓口を毎週木曜日(祝日を除く)に開設します。

- 今月の臨時窓口 8月4日(木)、8月18日(木)、8月25日(木) 17時15分～19時
- 場所 住民課 ※マイナンバーカードの交付事務以外の業務は行いません。

お知らせ 国民年金の『任意加入制度』

問 住民課(役場1階) ☎823-9206 FAX.823-9627
広島県年金事務所 ☎253-7710

国民年金には、本人の申し出により国民年金保険料を納めることができる『任意加入制度』があります。制度を利用することで、年金額が増えたり、年金の受給資格を得られる場合があります。令和4年度の保険料額は16,590円で、保険料の納付方法は原則口座振替です。

●制度を利用できる人

- ・日本国内に住所を有する60歳以上65歳未満の人
※年金の受給資格期間を満たしていない場合、70歳まで加入できます。
- ・日本国外に住所を有する20歳以上65歳未満の日本国籍の人

●加入の条件

- (1)老齢基礎年金の繰上げ支給を受けていない
- (2)20歳以上60歳未満の期間の保険料納付月数が480月(40年)未満
- (3)厚生年金保険、共済組合などに加入していない
※(1)～(3)の条件をすべて満たしている人が対象です。

●申し出に必要なもの

年金手帳(基礎年金番号通知書)・本人確認書類・通帳・金融機関届出印

お知らせ 国保への加入脱退の届け出を忘れずに！

問 住民課(役場1階)
☎823-9206 FAX.823-9627

①ほかの市町村から転入したとき、②職場の健康保険の適用を受けなくなったとき、③職場の健康保険などの被扶養者からはずれたときは、国保加入の届け出が必要です。

【注意点】

- ・保険税は、国保の資格を取得した日から発生します。届け出をしたときからではありません。
- ・保険証がないと、医療費の窓口負担金が一時的に「全額自己負担」となります。

①ほかの市町村に転出するとき、②職場の健康保険の適用を受けるようになったとき、③職場の健康保険の被扶養者になったときは、国保脱退の届け出が必要です。

【注意点】

- ・脱退ができていると、保険税を正しく計算することができないため、本来納付する必要のない保険税を支払ってしまうことがあります。
- ・国保資格を失っているのに保険証を使用した場合、国保が負担した医療費を返金する手続きが必要な場合があります。

お知らせ 児童扶養手当を受給されている人へ～現況届の提出をお忘れなく～

問 こども課(役場1階)
☎823-9227 FAX.823-9627

ひとり親家庭などが対象の「児童扶養手当」を現在受給している人は、8月に現況届を提出する必要があります。この届は、受給資格の要件を確認するための大切な手続きです。該当者には7月末に書類を送付していますので、8月中に手続きをしてください。

お知らせ 家計調査にご協力を

問 広島県総務局統計課
☎513-2534

家計調査は、統計法に基づき、総務省が実施している統計調査です。無作為に抽出された全国約9千世帯を対象に毎月の家計収入・支出、貯蓄・負債などを調査します。今年度は、寺迫の一部の地域が対象になります。

調査の結果は国や地方自治体のほか、民間企業などで個人消費の基礎資料として広く利用され、新型コロナウイルス感染症の影響を把握するためにも必要不可欠なものです。

8月から調査員が名簿作成のため、調査地域の世帯を訪問します。調査へのご理解、ご協力をお願いします。